平成２５年（再イ）第２６号

青森県むつ市金曲３丁目14番65号

再生債務者　近藤　裕一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第４８号

東京都武蔵村山市伊奈平４丁目54番地ビーグルマンション伊奈平103号

再生債務者　芝田　鷹男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再イ）第３３号

長野県松本市大字空港東8960番地７

再生債務者　上條　信子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（再イ）第４２号

愛知県江南市勝佐町東郷227番地

再生債務者　森　　成明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第２９１号

札幌市東区東苗穂15条２丁目７番１号

再生債務者　樋掛　久美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３１８号

札幌市厚別区厚別西２条２丁目３番22号

シャイニングイエロー203

再生債務者　櫻田　奈々

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１号

北海道士別市西４条６丁目312番地20

再生債務者　水口　徹也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（再イ）第４２号

三重県鈴鹿市高岡台４丁目１番35号

再生債務者　岡田　善幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日　　津地方裁判所再生係

平成２５年（再イ）第１号

高知県高岡郡佐川町乙2260番地22

再生債務者　中村　和人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月10日

高知地方裁判所須崎支部個人再生係

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年４月１日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

理事長　枡田　一彦

森　　佳美

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上平成26年４月１日）

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十五年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十六年四月二十三日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　試験期日　平成二十六年六月二十七日

二　試験場所

1　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）

2　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）

三　試験科目　数学、物理及び一般常識

四　教習期間　平成二十六年九月十六日から平成二十六年十二月十二日まで

五　教習概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実

六　入所定員　四十名

七　受験願書等の提出期限　平成二十六年五月二十一日必着

八　受験願書等提出先

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

1　一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第１）

2　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第２）

3　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。）

4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

5　健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）

6　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、四百二円切手を貼付のこと）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ

http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。